

「通学路こども 110 番の家」運用要領の制定

平成 10 年 3 月 12 日
生総・地総発甲第 8 号

改正 平成 15 年生総・地総発甲第 33 号

このたび、子供を犯罪から守るため、別記のとおり「通学路こども 110 番の家」運用要領を制定し、平成 10 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その効果的な運用に努められたい。

「通学路こども 110 番の家」運用要領

第 1 目的

この要領は、地域安全活動における弱者保護対策の一環として、子供が緊急時に駆け込める場所を確保するため「通学路こども 110 番の家」（以下「110 番の家」という。）を指定することにより子供を犯罪から守ることを目的とする。

第 2 110 番の家の任務

110 番の家は、子供を犯罪から守るため、次の活動を行うものとする。

- 1 子供が助けを求めて駆け込んで来たときに行う、子供の保護、警察への緊急連絡及び保護者等への連絡
- 2 不審者発見時の警察への通報

第 3 110 番の家の委嘱等

1 委嘱

警察署長（以下「署長」という。）は、小学校からおおむね 500 メートル以内にある通学路に面した建物（民家、商店、事務所等をいう。）の所有者等で、次の要件をすべて満たしているもののうちから、必要と認められるものを 110 番の家として委嘱するものとする。

- (1) 110 番の家の趣旨に賛同している者であること。
- (2) 所有者等又はその使用人が、通常、通学時間帯に所在していること。
- (3) 地域における信望が厚く、適任と認められる者であること。

2 委嘱数等の基準

- (1) 110 番の家の委嘱は、小学校区を単位とする。
- (2) 委嘱数は、小学校区ごとにおおむね 10 か所とする。

3 解嘱

署長は、110 番の家が次のいずれかに該当することとなった場合は、これを解嘱するものとする。

- (1) 110 番の家として委嘱された所有者等又は使用人が、前記 1 の要件を欠くこととなったとき。

- (2) 通学路の変更その他特別な事由により、110番の家として存続させる必要がなくなったとき。

4 委嘱期間

- (1) 110番の家の委嘱期間は、3年とし、再委嘱を妨げない。
- (2) 前記(1)の委嘱期間の中途において、新規に委嘱され、又は解嘱に伴う補充のため委嘱された110番の家の委嘱期間の終期は、他の110番の家の委嘱期間の終期と同一とする。

第4 標示板の掲出

110番の家の玄関先その他子供が見やすい位置に別図の標示板を掲出するものとする。

第5 110番の家に対する支援

1 指導

署長は、110番の家として委嘱した者に対し、第2に掲げる任務を遂行するために必要な手続、要領その他の手法を次により、具体的に指導するものとする。

- (1) 保護、通報等のマニュアルを作成し、110番の家に配布すること。
- (2) 訪問し、保護、通報等の具体的な要領を指導すること。

2 指導

- (1) 署長は、地域における犯罪情勢その他の情報を提供することにより、110番の家が効果的に機能するように支援するものとする。
- (2) 署長は、立寄り、警ら等の街頭活動を活発化することにより、子供を受け入れやすい110番の家の環境作りを図るものとする。

第6 110番の家の周知活動

1 地域住民に対する周知活動

署長は、地域における会合の利用、各種広報紙の利用等により、110番の家の趣旨、場所、標示板の形状等を広報し、地域住民への周知徹底を図るものとする。

2 子供に対する指導

署長は、教育委員会、学校、PTA等と連携し、子供に対し110番の家の趣旨、場所、標示板の形状等を理解させ、子供が緊急時に避難措置できるよう具体的な指導を行うものとする。

第7 実施上の留意事項

署長は、110番の家の運用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- 1 110番の家の選定は、学校、教育委員会、自治体、地域住民等と連携し、通学路の実態を把握した上で行うこと。

- 2 110番の家の設置の趣旨は、地域住民が関係機関・団体と一体となって自主的に子供の安全を守るという気運を醸成させることであるので、110番の家に対し必要以上の負担をかけないように配意すること。

第8 報告

1 委嘱等の報告

署長は、110番の家として委嘱し、又は解嘱したときは、設置場所、氏名等を警察本部長（生活安全総務課経由。以下同じ。）に報告するものとする。

2 活動結果の報告

署長は、110番の家に関し、子供の保護、警察への緊急連絡、通報等の活動があった場合は、隨時、その結果を別記様式の「通学路こども110番の家」活動結果（報告）により、警察本部長に報告するものとする。

別図 [平15生総・地総発甲33号・本別図一部改正]



備考

- 1 標示板の大きさは、縦38センチメートル、横10センチメートルとする。
ただし、視認性を向上するため標示板を立体化する場合は、大きさを縦40センチメートル、横15センチメートルまで拡大することができる。
- 2 材質は、アクリル又は塩化ビニール樹脂とする。
- 3 標示板の地色は、白色とする。
- 4 コノハケイぶの配色については、別に定めるところによる。
- 5 「通学路こどもの家」は、青色（C100%+M50%）とする。
- 6 「110番」は、赤色（Y100%+M100%）とする。
「_____」
- 7 ○○○ は、黒色（B.L100%）とする。
けいさつしょ」

別記様式

「通学路こども110番の家」活動結果（報告）

警察本部長 殿

警察署長

110番の家	小学校区名	
	住 所	〒
	氏 名	Tel
活動の区分	<input type="checkbox"/> 子供の保護 <input type="checkbox"/> 警察への緊急連絡 <input type="checkbox"/> 保護者等への連絡 <input type="checkbox"/> 不審者発見時の警察への通報 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
活動内容	(日時) 年 月 日 (曜日) 午前・後 時 分 ところ	
	(内容)	
措置結果		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

【こども110番の家】に関する資料です。

こども110番の家

H 1 4 . 6

西枇杷島警察署

1 運用要領

愛知県警察本部生活安全課「通学路こども110番の家」運用要領を準用する。

ただし、地域、職域及び各種団体が自動的に行う「こども110番の家」については、下記の要領に基づいて活動されたい。

2 目的

「こども110番の家」の設置の目的は、子供が緊急時に駆け込める場所として定めることにより、子供を犯罪から守ることを目的とする。

3 110番の家の任務

110番の家の任務は、その目的から、子供の保護及び子供の保護者等への連絡及び緊急時における警察への連絡とする。

4 110番の家の委嘱について

地域、職域及び各種団体が自動的に行う「こども110番の家」との趣旨から、委嘱状等の交付はなされないものとする。

5 期間

110番の家の期間については、地域、職域及び各種団体の定めた期間とする。

6 掲示板の掲出

110番の家に掲示板に掲出するものとする。

7 掲示板

掲示板については、別に定める。

8 支援

警察は、110番の家の設置目的及び任務から、保護、通報に対する具体的なマニュアルを作成し、110番の家に配布するとともに、具体的な要領を教示する。

また、110番の家に対しての、警察官の立ち寄り及び必要に応じて犯罪情勢、その他情報を提供する。

9 110番の家の周知活動

110番の家が設置された事実について、各種広報を通じて、地域住民及び学校等に周知する。

10 留意事項

110番の家の設置については、真にこどもを犯罪から守るという趣旨から設置されたものであるとの認識を持ち、その運用について誤りのないようにする。

11 その他

設置に関しての費用は、防犯に関わる各団体、及び警察署とする。

「こども 110 番の家」設置基準

1 取扱窓口

設置しようとする地域、職域及び各種団体とする。

2 設置基準

設置しようとする地域、職域及び各種団体が、「真に子供を犯罪から守る」ことを目的として設置する。

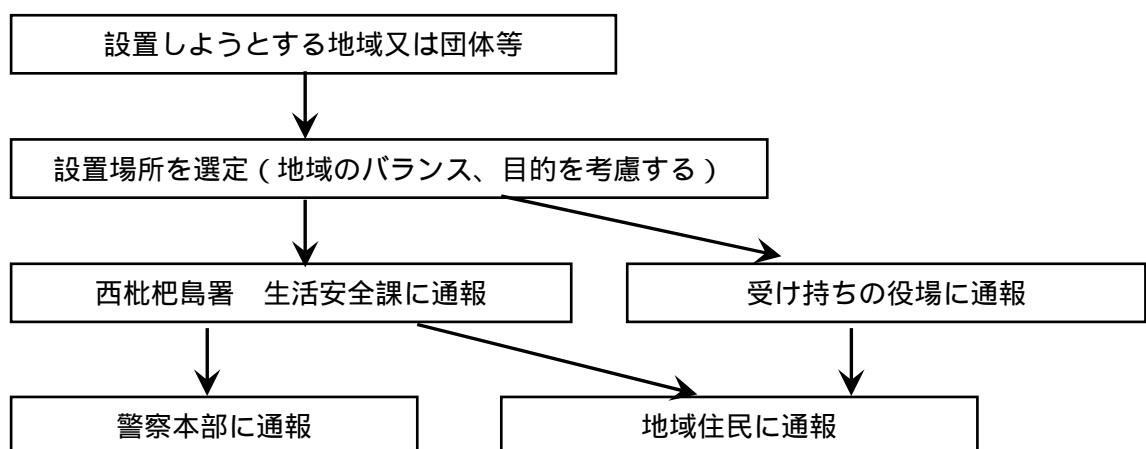
3 設置場所

設置場所については、その目的から極端に近接することなく、バランスのとれた配置とし、設置しようとする地域、職域及び各種団体が、設置場所、設置者について選出するものとする。

4 活動時期

設置場所に掲示板の掲出がなされた時から活動するものとする。

5 設置方法



6 設置に関する留意事項

- ・設置目的を誤らない
- ・地域に密着した活動とする
- ・公正な受理を行う
- ・受理した場合の的確な報告と連絡を行う
- ・受理要領の習熟に努める
- ・警察、役場その他関係団体との緊密な連携に努める
- ・その他、必要な事項については警察、役場及び関係団体と協議する

以上